

三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する会計検査の
結果についての報告書（要旨）

平成 25 年 9 月

会 計 検 査 院

1 検査の背景及び実施状況

(1) 参議院からの検査の要請の内容

三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する次の各事項

- ア 過大請求の経緯、方法、内容等の状況
- イ 防衛省等における監査等の実施状況
- ウ 損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況

(2) 平成24年次の会計検査の実施状況

会計検査院は、上記の要請により、24年次に会計検査を実施し、ア過大請求の経緯、方法、内容等の状況、及びイ防衛省等における監査等の実施状況についての会計検査の結果を、「三菱電機株式会社等による過大請求事案に関する会計検査の結果について」の報告書として取りまとめ、24年10月25日に、会計検査院長から参議院議長に対して報告した（以下、この報告を「24年報告」という。）。

24年報告の検査の結果に対する所見は、会計検査院としては、内閣官房、総務省、防衛省、独立行政法人情報通信研究機構（以下「通信機構」という。）及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「宇宙機構」という。）が今後行うこととしている損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況に係る検証等を中心に引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとした。

(3) 25年次の検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、三菱電機株式会社等による過大請求事案に関し、ウ内閣官房、総務省、防衛省、通信機構及び宇宙機構が行った損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況を中心として、合规性、経済性、有効性等の観点から、損害賠償の請求の状況について、過大請求額（過払額）等の算定方法は適切なものとなっているのか、再発防止策の策定等の状況について、過大請求の発生原因等に対応した適切な再発防止策を策定しているのかなどに着眼して検査を実施した。また、これらと併せて海上保安庁^(注1)が住友重機械等及び三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）と締結している巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約について、予定価格の算定基礎となっている見積書は製造・定期整備の実態を反映した適切なものとなっているのか、防衛省が株式会社島津製作所（以下「島津製作所」という。）と締結している防衛装備品等の調達に関する契約について、過大請求はどのような経緯及び方法で行わ

れていたのかなどに着眼して検査を実施した。

今回は、24年報告において検査対象とした契約に加えて、防衛省等が過払額の算定対象とした契約のうち24年報告において検査対象となっていなかった18年度以前の契約等を対象にするとともに、海上保安庁が19年度から24年度までの間に住友重機械等及び三菱電機と締結した巡視船艇に搭載する武器等の製造・定期整備に係る契約並びに防衛省が19年度から24年度までの間に島津製作所と締結した防衛装備品等の調達に関する請負契約等を対象として検査を行った。

検査に当たっては、防衛省内部部局、同省情報本部、同省装備施設本部、航空自衛隊第4補給処、宇宙機構筑波宇宙センター、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター（以下「衛星センター」という。）、通信機構本部、総務本省、海上保安庁本庁等において、過払額、違約金及び延滞金を算定した過払額算定シート等の関係書類を徴したり、再発防止策の内容等を確認したりするなどの方法により、会計実地検査を行った。さらに、三菱電機鎌倉製作所及び同社通信機製作所、関係4社、住友重機械等、島津製作所等の各製造拠点に赴いて、過払額の算定対象となった契約等の一部を抽出して、関係資料や社内の調査資料を確認したり、関係者に説明を求めたり、製造現場を確認したりなどの方法により、会計実地検査を行った。

(注1) 住友重機械等 住友重機械工業株式会社（住友重機械）及びその子会社である住重特機サービス株式会社（住重特機）

(注2) 関係4社 三菱電機の子会社である三菱スペース・ソフトウェア株式会社(MS S)、三菱プレジジョン株式会社(プレジジョン)、三菱電機特機システム株式会社(三電特機)及び関連会社である太洋無線株式会社(太洋無線)

2 検査の結果

(1) 損害賠償の請求、再発防止策の策定等の状況

ア 損害賠償の請求の状況

(ア) 三菱電機

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省の三菱電機に対する過払額、違約金、延滞金等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法及び算定額について検証した結果、防衛省、宇宙機構、衛星センター及び通信機構において過払額が過小又は過大に算定されている事態が見受けられた。また、違約金について、防衛省において、資料の信頼性確保に関する特約条項（以下

「信頼性特約」という。)が付されておらず、違約金を2件、計551万余円請求できなかつた事態が見受けられた。

また、防衛省等がそれぞれの判断に基づき対応した結果、過払額の算定方法、違約金の算定対象期間、特別調査等に係る費用負担について、区々となっている事態が見受けられた。

(イ) 関係4社

防衛省の関係4社に対する過払額、違約金、延滞金等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法及び算定額について検証した結果、違約金について、MS Sとの契約及び三電特機との契約において、本来、過払額の2倍の額の違約金とする信頼性特約を付すべきであるのに、誤って過払額と同一額としていたため、違約金をそれぞれ1件、973万余円及び5件、計1814万余円請求できなかつた事態が見受けられた。

また、宇宙機構、通信機構及び総務省は、関係4社に対して過大請求を認定しておらず、また、衛星センターは関係4社との契約がないことから、過払額等の請求を行っていない。

(ウ) 住友重機械等

防衛省の住友重機械等に対する過払額、違約金、延滞金等の算定対象期間、算定対象となる契約の範囲、算定方法及び算定額について検証したところ、検証した範囲では、特に報告すべき事態は見受けられなかつた。

イ 再発防止策の策定等の状況

防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、資料の信頼性確保に関する措置、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等、制度調査、原価監査等及び内部統制、各種の法令遵守等に係る施策等について再発防止策を策定するなどしている。

これらのうち資料の信頼性確保に関する措置については、違約金の額が各調達機関で区々となっており、関係資料等の保存義務については、防衛省のみ保存期間が1年となっている。

また、コスト削減へのインセンティブについては、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省において、概算契約等を確定契約に変更することなどを検討している。これについて、宇宙機構等は開発コストの実績内訳を蓄積・把握して活用し、

精度の高い見積査定を行うことなどにより、予定価格をより適切に算定していくことを検討していくなどとしているが、これらの体制が十分に整備されておらず、その効果も十分に発現していない段階において、一律に確定契約に変更することについて、慎重に判断していくことが必要である。

(2) その後判明した事案

ア 海上保安庁が住友重機械等及び三菱電機と締結していた契約

(ア) 海上保安庁における契約の概要

海上保安庁は、武器等の製造・定期整備を実施しており、このうち20mm機関砲等の製造及び40mm機関砲の製造・定期整備を住友重機械と、20mm機関砲等の定期整備を住重特機と、武器管制装置の製造を三菱電機とそれぞれ請負契約により実施している。これらの契約については、防衛省の防衛装備品の製造、修理等と同じラインで製造・定期整備が行われている。そして、海上保安庁は、武器等の製造・定期整備に係る予定価格の算定に当たり原価計算方式を採用しており、住友重機械等及び三菱電機から材料費、労務費、直接経費等を記載した見積書を徴している。このうち製造・定期整備に係る労務費は、見積工数等に海上保安庁が毎年度作成している住友重機械等及び三菱電機の労務費単価を乗じて算定している。

(イ) 見積工数と実績工数とのかい離の状況等

a 住友重機械等

住友重機械等は、20mm機関砲等の製造・定期整備に当たり、当該機種の最初の製造等の時期に定めた見積工数を、仕様書等が変更されない限りそのまま次の契約の見積工数として提出していた。このため、19年度から24年度までの間に契約を締結して履行が完了した84件について、見積工数と実績工数を比較したところ、住重特機の1件を除き、実績工数が見積工数を下回っていた。

そこで、会計検査院は、19年度から24年度までの間に締結して履行が完了した84件を対象として実績工数に基づくなどした試算額を算定した結果、住友重機械の4件においては、試算額が契約金額を下回っており、これらの開差額は計7807万余円となっていた。また、住重特機の50件においては、試算額が契約金額を下回っており、これらの開差額は計5032万余円となっていた。

なお、住重特機は、21年度の「巡視船しきしま20ミリ機関砲（改型）年次整備」契約等4件については、他の契約案件よりも利益水準が高いことが判明した

ので、その超過利益相当額計1631万余円を25年8月21日に自主返還した。

b 三菱電機

19年度から24年度までの間に契約を締結し、履行が完了しているものは19年度の契約1件のみであり、当該契約に当たり、三菱電機は、海上保安庁に見積書を提出する際に、18年度に受注した武器管制装置と仕様が変更されていないことから、18年度に海上保安庁に提出した見積書の見積工数をそのまま19年度の見積工数として提出していた結果、適正と推定される工数が見積工数を下回っていた。

イ 島津製作所等による過大請求事案

島津製作所は、防衛省と締結した一部の準確定契約等において、実際原価報告書の実績工数を水増し等して防衛省に提出したり、原価監査の際に、工数を水増し等した実際原価報告書の基礎資料として虚偽の原価元帳や作業日報を作成して提示したりなどしていたとしている。また、島津製作所は、一部の確定契約においても同様に、制度調査等において実績工数の確認を求められた際に、工数を水増し等した虚偽の原価元帳を提示するなどしていたとしている。さらに、島津製作所は、間接作業時間の一部を工数に振り替えるなどしていたとしている。

防衛省は、島津製作所のほか、現在、株式会社鶴見精機及び株式会社ネットコムセック（以下、両社を合わせて「鶴見精機等」という。）に対して過払額の算定を行うための特別調査を実施している。

3 検査の結果に対する所見

防衛省、宇宙機構、衛星センター及び通信機構は、前記の過払額が過小又は過大に算定されていた事態について三菱電機等と協議を行うなど、必要な処置を執るとともに、防衛省は、島津製作所、鶴見精機等による過大請求事案に対する特別調査を引き続き実施して、事態の全容の解明、過払額等の算定、返還の請求等を行うなどの必要がある。さらに、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構、総務省及び海上保安庁は、24年報告に掲記した指名停止等の措置のペナルティとしての実効性等の課題等を十分に考慮しつつ、策定した再発防止策等を着実に実施し、その実施に当たっては、より一層の実効性の向上に資するよう、次の点に留意する必要がある。

ア 過払額の算定方法、違約金の算定対象期間及び特別調査等に係る費用負担

今回の過大請求事案については、防衛省等がそれぞれの判断に基づき対応した結果、

過払額の算定方法、違約金の算定対象期間及び特別調査等に係る費用負担が区々となっている。しかし、これらの中には、特別調査等に係る費用負担のように、今後、防衛省等の間で共通の基準に沿って対応することが合理的であると思料されるものが一部見受けられる。したがって、防衛省等においては、今後同様な事態が生じた場合にはどのように対応することがより適切かについて、相互に連携をとりつつ検討すること

イ 信頼性特約等の特約条項の取扱い

防衛省が三菱電機、M S S 及び三電特機と締結した防衛装備品等の調達に関する契約において、信頼性特約を付すべきであるのに誤って付していなかったなどのため、違約金を三菱電機等に請求できなかった事態については、現在履行中の契約のうち信頼性特約が付されていないなどの契約について、新信頼性特約を付することができるよう契約相手方と協議するなど是正の処置を講ずることとする。また、防衛省の各調達機関において、現在履行中の契約について信頼性特約又は新信頼性特約が適正に付されているか調査を行い、信頼性特約等が付されていないなどの事態が明らかになった場合は、上記と同様に、新信頼性特約を付することができるよう契約相手方と協議するなどすること。さらに、防衛省の各調達機関において新信頼性特約の的確な履行を確保するために、新信頼性特約を付することを定めた通達の趣旨及びその遵守の重要性を周知徹底したり、上司による決裁書類の確認を的確に行うため決裁書類の書式を見直したり、契約上適切でない事態が明らかになった場合の迅速かつ的確な対応を講ずるため、必要に応じて教育や指導を行うなどしたりして、会計経理に関する内部統制が十分機能するようにしたりなどすること

ウ 資料の信頼性確保に関する措置

- (ア) 再発防止策として賦課することとした違約金の額（過払額に対する倍率）が、防衛省、宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省の間で区々となっていることについては、防衛省等を含めた同種契約を締結する各調達機関が統一的な違約金の額の設定の可能性について検討すること
- (イ) 関係資料等の保存義務について、防衛省は保存期間を延長することの必要性について検討すること

エ 海上保安庁が締結する武器等の製造・定期整備に係る契約

海上保安庁は、住友重機械等及び三菱電機との契約を含む武器等の製造・定期整備

契約について、製造等原価の実績等に基づいて契約代金の額を確定する契約方法に見直すとともに、製造等原価を確認するための調査の実施や虚偽の資料を提出又は提示した場合の違約金の賦課を定めた条項を付すなどして契約方法等の適正化を図ること
また、次の点については、中長期的観点から、引き続き検討を行っていく必要がある。

ア 人工衛星等の研究、開発等に関する契約に内在する課題等

宇宙機構、衛星センター、通信機構及び総務省は、コスト削減へのインセンティブを働かせるため、概算契約等を一律に確定契約に変更することについては、慎重に判断していく必要があることから、現在進めている概算契約等の確定契約化や、そのために必要とされる適切な予定価格の算定方法等の確保等について、可能な限り相互に連携を図りつつ、幅広い観点から十分に検討すること

イ 府省等間における連携の在り方等

今回の過大請求事案が防衛省等の複数府省等とそれぞれ契約を締結している特定企業で発生しているという状況を考慮して、防衛省等においてこのような同一特定企業と契約を締結している府省等間における連携の在り方等について検討すること

会計検査院としては、今後とも、防衛省等における防衛装備品等及び武器等の調達並びに人工衛星等の研究、開発等が適正、適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していくこととする。